

障発0301第2号
令和6年3月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長
(公 印 省 略)

令和5年度農福連携プラス推進モデル事業の実施について（通知）

農福連携に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立ち上げ等の一体的な支援を行うとともに、取組の効果検証及び取組事例の全国展開により、農福連携等の取組を推進するため、今般、別紙のとおり「令和5年度農福連携プラス推進モデル事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

令和5年度農福連携プラス推進モデル事業実施要綱

1. 目的

農福連携に取り組む意欲的な障害者就労施設等に対し、コーディネーターの伴走によりマッチングや立ち上げ等の一体的な支援を行うとともに、取組の効果検証及び取組事例の全国展開により、農福連携等の取組を推進する。この取組の推進によって、今までの農業等と福祉の連携のみならず、観光業や商工業なども含めた普段の農福連携を超えた取組を推進する。

2. 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県とする。社会福祉法人等民間団体へ委託することもできる。

3. 対象者

障害者就労施設等の事業者とする。

4. 定義

本事業の対象となる障害者就労施設は次のアからエのとおりとする。なお、都道府県内の全ての事業所（指定都市、中核市、その他指定権限の移譲を受けた市町村が指定した事業所も含む。）が対象であることに留意し、都道府県は管内市町村とも連携を図って取り組むこと。

ア 就労継続支援A型事業所（経営改善計画書若しくは賃金向上計画を都道府県に提出している事業所又は都道府県が認めた事業所）

イ 就労継続支援B型事業所（各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成している事業所又は都道府県が認めた事業所）

ウ 生活介護事業所（生産活動を行っている場合）及び地域活動支援センターのうち、「工賃向上計画」を作成し、積極的な取組を行っており、工賃の向上に意欲的に取り組む事業所について都道府県が認めた事業所

エ 共同受注窓口

「共同受注窓口」とは、受注内容に対応可能な複数の障害者就労施設等にあっせん・仲介する等の業務を行う者をいう。

オ 農福連携プラスとは、今までの農業等や福祉との連携だけでなく、観光業や商工業等、地域の資源を活用した連携により、農福連携が更に推進される取組のことであり、この取組によって、地域の活性化や障害者の社会参加に繋がるもの。

5. 事業内容等

ア 都道府県は、管内の障害者就労施設等からの農福連携プラス等の取組に係る事業計画書及び積算内訳書に基づき、当該取組に係るマッチングや立ち上げ支援、伴走するコーディネーターに係る費用等、農福連携プ

ラスの実施に要する費用を補助する。

イ 都道府県は、本事業を行った障害者就労施設等に対し、事業の実施状況について、当該事業に係る実績報告書及び精算内訳書により、事業完了年度の翌年度の4月末日までに報告を求める。

ウ 都道府県は、障害者就労施設等に対し、実施した事業（マッチング及び立ち上げ支援等）について、地域活性化の効果等について報告させるとともに、これらを取りまとめの上、事業完了の2ヶ月後の末日までに国に報告する。

エ 都道府県は、全国の障害者就労施設等における農福連携プラスの取組の参考に資するよう、事業を実施した障害者就労施設等に対し、マッチングや立ち上げ支援等の具体的な内容（設備・環境等のハード面及び技術習得等のソフト面）、コーディネーターが行った具体的な支援内容及び事業の効果等についてホームページ等により公表させるとともに、これらの内容を取りまとめ、農福連携プラスの取組モデルとして、都道府県のホームページに掲載する等により広く情報提供すること。

また、これらの農福連携プラスの取組事例については、厚生労働省においても、農福連携プラスの取組モデルとして公表等を行う可能性があることについて、事前に障害者就労施設等の同意を得ること。

オ 取りまとめる事例は、障害者就労施設等による農福連携への意欲向上及び取組の促進が期待できる事例となるようにすること。

6. 補助対象

ア 都道府県に配置しているコーディネーターが、障害者就労施設等が行う農福連携プラスの支援やモデル事業全体のコーディネートを行う場合、コーディネーターの人件費。また、都道府県がモデル事業の全部又は一部を民間団体等に委託して事業実施する場合、委託費

イ 障害者就労施設等が事業の実施のために導入する機械・機器等の整備費

ウ 障害者就労施設等が実施する事業の初期運用に係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費。

※ 一事業あたり、1,300万円程度を目安とする。

（対象経費に係る留意事項）

- ・地域生活支援事業費等補助金において実施している「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」による補助を受けた場合は本事業の対象とならない。
- ・事業の実施に当たっては、受託を受けた事業者の事業が計画通りに進行しているか、定期的に市町村は関与し、把握することが望ましい。
- ・イの機械・機器等の整備費については、農作業に必要な農機具、ハウス、倉庫等の農業資機材及び農産加工設備（農作物の一次処理に必要な設備、地域野菜の食品加工に必要と認められる食品加工設備）などの費用とし、導入に必要なものに限る。また、観光、商工業などに有効であると都道府県が認めた農福連携プラスにおいて、機械・機器導入も可能とするとともに、複数の障害者就労施設等が集まった共同作業場に対する機械・機器等の整備費についても都道府県が農福連携プラスの実施に必要なだと認

めた場合には対象とする。

- ・ウの初期運用に係る農福連携プラスに係る専門家派遣の諸謝金、旅費等の一般管理費については、事業の立ち上げ初期の運用に対する農業技術、農産加工技術に係る専門家への費用を対象とする。なお、PR、販路開拓など営業活動につながる支援として、ブランディングや商品開発にかかる費用や、事業の立ち上げ初期の運用の参考となるような先進事例の収集経費や視察費用等も対象とする。

7. その他要件等

- ・ 民間団体等へ委託する場合は、過去に農福連携推進事業を行政から受託していたこと等により、農福連携事業実施に係るノウハウ等を十分有しているか、また、一気通貫でモデル事業に取り組む体制や人材等が整っているかといった点等を十分精査の上、委託先を選定することが望ましい。一気通貫で行うことが難しく、モデル事業の一部を民間団体等に委託する場合も同様であること。
- ・ コーディネーターは、障害者就労施設に対して農家等とのマッチング、立ち上げ支援（機器等導入や初期運用）を伴走して実施するとともに、モデル事業全体をコーディネートする者であること。
- ・ 本事業では、機械・機器等の整備費用も補助対象としており、農林水産省の補助金と補助対象が重複していることから、本モデル事業において補助対象として計上した場合は、農林水産省の農山漁村振興交付金の対象外とする。

8. 経費の補助

国は、本事業に要する費用の一部について、別に定めるところにより補助するものとする。